三重県高圧ガス溶材組合規約

第一章 総 則

【目 的】

第1条 本組合は、組合員の相互協力によって、高圧ガスの保安の確保及び高圧ガスと 溶接機器材料の流通の適正化を図ることを目的とする。

【名 称】

第2条 本組合は、三重県高圧ガス溶材組合と称する。

【地 区】

第3条 本組合の地区は三重県の区域とする。

【事務所所在地】

第4条 本組合は、本事務所を三重県高圧ガス安全協会事務所内に置く。但し、特に必要がある場合は他に事務所を置くことができる。

【規 定】

第5条 本規約で定めるもののほか、必要な事項は別途規定する。

第二章 事 業

【事業】

第6条 本組合は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高圧ガスの保安の確保のための保安対策の実施
- (2) 高圧ガス並びに溶接機器材料の流通に関する情報交換
- (3) 関係官庁との連絡並びに建議
- (4) 関係諸団体との連携並びに情報交換
- (5) 保安用品並びに保安関係図書等の共同購入
- (6) 組合員の相互親睦を促進する事業
- (7) 前各号に付帯する事業

【支部会及び専門部会】

第7条 本組合は事業を地域的に遂行するために次の支部会を設ける。

- (1) 北勢支部会
- (2) 中勢支部会
- (3) 南勢支部会

又、専門的に遂行するために専門委員会、特設委員会を理事会の承認を得て設けることができる。

- 2 支部会の組織、運営については別途規定する。
- 3 専門委員会、特設委員会の名称、組織、運営については別途規定する。

第三章 組合員

【種 類】

第8条 本組合の組合員は、正組合員、準組合員、賛助組合員の3種類とする。

【資格】

- 第9条 本組合の組合員たる資格を有するものは次の各号要件を備えた事業者とする。
 - (1) 正組合員は、三重県内に事業所をもって高圧ガス又は溶接機器材料を販売する事業者であり、規約及び諸規定を遵守し、本組合の目的達成のために、責任をもって事業に参画しなければならない。
 - (2) 準組合員は、正組合員の支所(支店、営業所、出張所)とする。
 - (3) 賛助組合員は、正組合員の取扱商品の製造業者あるいは商社であり、本組合の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようと望む事業者とする。

【加入】

第10条 組合員資格を有するものは本組合に加入申込書を提出し、理事会の承認を 得て加入ができる。

【脱 退】

第11条 あらかじめ本組合に通知書を提出したうえで、脱退することができる。

【除 名】

- 第12条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を、総会の議決を得て除名することができる。
 - (1) 本組合の目的遂行に反する行為のあるとき
 - (2) 本組合の秩序を乱す行為のあるとき
 - (3) 本組合の事業の利用について不正の行為のあるとき
 - (4) 社会的信用を失う行為をしたとき

【届 出】

- 第13条 組合員は次の各号の一に該当するときは、速やかに本組合に届出事項変更届 を提出しなければならない。
 - (1) 名称、代表者又は所在地を変更したとき
 - (2) 事業の一部又は全部を休止し、若しくは廃止したとき

規約 2

(3) 解散又は合併したとき

第四章 組合費

【組合費】

- 第14条 本組合はその行う事業の経費に充てるため、会費を組合員に賦課徴収することができる。
 - 2 組合費の額、徴収の時期及び方法は別途規定する。

第五章 役員、顧問、相談役及び参与

【役員の定数】

第15条 役員の定数は次のとおりとする。

(1) 理 事 若干名

(2) 監事 2 名

【役員の任期】

- 第16条 役員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。但し、補充のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに役員が就任するまでは、 引き続きその職務を行う。

【役員の選任】

- 第17条 役員は組合員のうちから総会において選任する。
 - 2 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とし、理事会で選任する。
 - 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

【理事長、副理事長、理事、監事の職務】

- 第18条 理事長は組合長として本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
 - 2 副理事長は副組合長として組合長を補佐し、組合長が事故又は欠員のときはその職務を代理、又は代行する。
 - 3 理事は理事会を構成し、業務を処理する。
 - 4 監事は何時でも、会計の帳簿及び書類を閲覧し、理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

【役員の報酬】

第19条 役員の報酬は原則として無報酬とする。

【顧問、相談役及び参与】

- 第20条 本組合に顧問、相談役及び参与(以下「顧問等」という。)を置くことができる。
 - 2 顧問等は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は本組合員の運営上の重要な事項について理事長の諮問に 応ずる。
 - 4 参与は本組合の運営上重要な事項については理事長の諮問に応ずるほか、理 事長の要請により対外的な活動を行うことができる。
 - 5 顧問等の任期は第16条の規定を準用する。

第六章 事務局

【事務局】

第21条 本組合は事務を三重県高圧ガス安全協会事務局へ委託する。但し、特に必要 がある場合は他に事務局を置くことができる。

第七章 総会、理事会

【総 会】

- 第22条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
 - 2 通常総会は事業年度終了後適時に、臨時総会は必要に応じ理事会の議決を経て理事長が招集する。
 - 3 総会は、正組合員の過半数の出席によって成立する。ただし、欠席の正組合員は書面若しくは電子媒体をもって議決権の行使を他の出席の正組合員に委任することができる。
 - 4 総会の議事は、出席した正組合員の過半数で決するものとし、可否同数のと きは議長の決するところとする。
 - 5 総会の議長は、出席した正組合員のうちから選任する。
 - 6 総会は、災害の発生または感染症の流行等の事由があるときは、書面若しく は電子媒体をもって開催することができる。なお、本項の規定はリモート会 議システムを用いる開催を妨げるものではない。
 - 7 前項の場合、第3項前半の規定については付議事項の表決等への回答をもって出席したものとみなし、第4項前段の規定についても付議事項の表決等への回答をもって決する。第5項については、書面若しくは電子媒体をもって選任できるものとし、付議事項の表決と同時に行うことを妨げない。また、第4項後段の規定は選任された議長の表決による。

【総会の議決】

- 第23条 総会においては、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 予算、決算及び事業報告並びに事業計画に関する事項

- (2) 理事会において必要と認める事項
- (3) 出席した組合員の3分の2以上の同意を得た緊急議案

【理事会】

- 第24条 理事会は理事長が招集する。
 - 2 理事は必要あると認めたときは、何時でも理事長に対し理事会の招集を請求 することができる。
 - 3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。ただし、 欠席の理事は書面若しくは電子媒体をもって議決権の行使を他の出席の 理事に委任することができる。
 - 4 理事会の議長は、理事長が行う。
 - 5 第22条第6項の規定は、理事会に準用する。この場合、同条第6項中 「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。また、第3項前半 の規定については付議事項の表決等への回答をもって出席したものとみな し、付議事項の表決等への回答をもって決する。

【理事会の議決】

- 第25条 理事会は規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に上程する議案
 - (2) その他、理事会が必要と認める事項

第八章 会 計

【事業年度】

第26条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものと する。

付 則

- この規約は、昭和53年10月1日から施行する。
- この規約の一部改正は、平成7年6月22日から施行する。
- この規約の一部改正は、平成13年6月21日から施行する。
- この規約の一部改正は、平成15年5月24日から施行する。
- この規約の一部改正は、2021年5月19日から適用する。

三重県高圧ガス溶材組合費規程

(目的)

第1条 この規程は、規約に定める組合費についてその詳細を定める。

(新規加入お脱退)

- 第2条 新規加入をするものは、組合加入申込書に入会金 3,000円を添えて本組合に提出するものとする。
 - 2 脱退をしようとするものは、本組合の翌事業年度開始までに通知書を本組合に提出するものとする。

(組合費)

第3条 組合費は毎年4月1日から翌年3月31日までの年額とし、その金額は別表のとおりとする。

(組合費の納入時期及び納入方法)

第4条 組合費の納入時期は、その年の7月末日とし、本組合指定の銀行へ振り込むものとする。ただし、振込手数料は振込人負担とする。

(年度途中入会)

第5条 年度の途中から入会をしたときの組合費は、入会の月が4月から9月にあっては全額納入、10月から翌年3月にあっては2分の1を納入するものとする。

(組合費返還請求の禁止)

第6条 納入した会費は、理由の如何を問わず返還をしないものとする。

(納入特例)

第7条 組合員の会計・事業年度等の事由により、組合費の一括納入が困難な場合は 本組合に申し出て、理事会の承認を得て納入するものとする。

付 則

- この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- この規程の一部改正は、平成15年5月24日から施行する。
- この規程の一部改正は、平成26年6月13日から施行する。

(第4条 納入時期の改正)

組合加入申込書

\equiv	重県	高圧	ガス	溶材	細さ	> 管	様
	土刀		/ / / '	· 1/17/1/J	$M_{\rm T}$	J JX	148

所 在 地 〒

名 称

代表者氏名

T E L (

F A X ()

貴組合の主旨に賛同し、組合加入を申し込みます。

以上

※ 参 考 事 項

取	扱	ガ	ス	名	

賛助会員加入申込書

三重県高圧ガス溶材組合長	糕

所	在	地	₹		
名		称			
代表	長者日	氏名			
Т	Е	L		()
Б		37		(`

貴組合の主旨に賛同し、組合加入を申し込みます。

以上

※ 参 考 事 項

取	扱	ガ	ス	名

三重県高圧ガス溶材組合届出事項変更届書・通知書

(事業所名変更・所在地等変更・代表者変更・その他事項変更) (通知事項)

所 在 地 〒

三重県高圧ガス溶材組合長	糕
一里尔同川 / 八份的 旭日以	小水

名		称		
代表	表者氏	氏名		
Т	Е	L	()
F	A	X	()

(変更事項・通知事項)

変更前		
変更後		